

枚 方 市 職 員 措 置 請 求  
監 査 結 果 報 告 書

(南部市民センター新築工事に係る住民監査請求 平成19年9月18日提出分)

枚方市監査委員



枚 監 査 第 1 2 2 号  
平成 1 9 年 1 1 月 1 5 日

請 求 人 様

枚 方 市  
監 査 委 員 竹 田 惠 次  
監 査 委 員 松 浦 幸 夫  
監 査 委 員 西 田 政 充  
監査委員職務執行者 堤 昌 彦

枚方市職員措置請求に係る監査結果  
( 南部市民センター新築工事に係る住民監査請求  
平成 1 9 年 9 月 1 8 日提出分 )

平成 1 9 年 9 月 1 8 日付け枚監査第 1 2 2 号にて受理した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。



## 第1 監査の請求

### 1. 請求人

4名

### 2. 監査請求書の提出

平成19年9月18日

### 3. 請求の要旨

私は、枚方市民として、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明書を添え、下記措置をとるよう請求する。

#### 1. 措置を求める内容

枚方市長は、市が被った被害につき、下記の者らに損害賠償請求をするなど、必要な措置をとるよう求める。

元枚方市長・中司 宏

元大阪府警本部警察官・平原幸史郎

元大阪府会議員・初田豊三郎

株式会社 浅沼組

#### 2. 措置を求める理由

(1)枚方市は、平成14年9月24日、株式会社浅沼組との間で、(仮称)南部市民センター新築工事を金1,024,275,000円で発注する請負工事契約を締結した。

(2)この契約書は、枚方市長(当時)、中司宏、大阪府警警察官(同)平原幸史郎らが、枚方市民の信頼を裏切り、(株)浅沼組らと相謀り、同社が落札する「官製談合」のもとに締結されたものであった。この事実は、大阪検察庁の手で、本年5月末以降7月下旬にかけて、第2清掃工場の談合事件関係者が順次逮捕・起訴され、本年9月14日同事件の大阪府警警察官(当時)平原幸史郎の大阪地方裁判所201号法廷での初公判で検察官の冒頭陳述で明らかになり、初めて発覚した。

(3)この不正談合による市の損害は、落札額金975,500,000円と、調査基準価格(下限)金807,521,000円との差、金約1億6千万円以上が、市が被った損害額である。

これに関与した各個人についても、その地位、役割、利得などに応じた賠償を請求し、速やかに市の損害を回復し、併せて、再発の防止を図るべきである。

よって、監査委員に対し、速やかに必要な措置を取るよう求める。

添付資料 事実証明書 2007年9月16日付けしんぶん赤旗(写し) 3通

(請求人から提出された事実証明書等については添付を省略)

## 第2 監査の実施

### 1. 要件審査及び請求の受理

本請求は、平成19年9月18日に提出され、同日付でこれを受理した。

### 2. 請求書の補正

平成19年10月12日に下記の補正がなされた。

「平原幸史」を「平原幸史郎」に訂正。

「(株)浅沼組」を「(株)浅沼組」に訂正。

### 3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成19年10月18日、証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求書記載事項及び平成19年10月16日に請求人の一人から提出された以下の新たな証拠についての陳述を受けた。

- ・2007年6月1日付、産経新聞夕刊 1枚
- ・2007年6月3日付、京都政経調査会ホームページより 3枚
- ・2002年9月6日付、読売新聞
- ・平成14年11月5日部分公開決定通知書・南部市民センター新築工事の契約について(平成14年9月18日付け回議書)11ページ、6枚

(請求人から提出された事実証明書については添付を省略)

### 4. 監査対象事項

本請求内容は、南部市民センター新築工事(以下「本件工事」という。)に関する官製談合事件によって枚方市(以下「市」という。)が被った損害を回復するため、市が被った損害1億6千万円以上の損害賠償請求を元枚方市長・中司宏、元大阪府警本部警察官・平原幸史郎、元大阪府会議員・初田豊三郎、及び株式会社浅沼組(以下「浅沼組」という。)らに対し行うことを、市長に対し勧告するよう求めるものと認められる。

このことから、本請求に明確な記載はないが、市が損害賠償請求を怠っていることについての監査請求とみなされ、地方自治法第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当すると解した。

よって、次の点について監査を行うこととした。

本件工事において談合がなされたかについて

市は損害を被ったかについて

市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているかについて

- 5. 監査の対象部課  
財務部総合契約検査室  
都市整備部建築課

### 第3 監査対象部課の説明

平成19年10月18日に監査対象部課である財務部総合契約検査室、都市整備部建築課に対し聴取を行い、以下の説明があった。

- 1. 事情を聴取した者  
財務部長、財務部次長兼総合契約検査室長、総合契約検査室課長（2名）  
都市整備部長、都市整備部次長、建築課課長

- 2. 監査対象部課の説明の概要  
（総合契約検査室関係）

発注案は、基本的に事業課と総合契約検査室が協議し、入札契約制度で定めている発注標準に照らし合わせながら、総合契約検査室で作成をし「請負業者資格審査等委員会」で審査の上、財務部長専決により決裁を得ている。

事務決裁規程で定められた権限者が、予定価格や調査基準価格を決定し、発注表に記載の上、公告している。

開札の結果、落札者の決定に向けて発注条件で求めた内容の審査を行い、これらの審査に合格した者を、事務決裁規程に基づいた権限者が落札者として決定した。

契約の締結については、予定価格1億5千万円以上の工事は、条例に基づき市議会での契約締結の承認後、本契約となるので、本契約締結までは副市長専決で仮契約した。

なお、予定価格10億円以上の建設工事については、発注前と入札執行後に入札監視員の意見を求めている。

入札参加資格等の入札条件は、発注標準に基づき事業課と協議をしながら総合契約検査室で案の作成を行うが、特に大規模かつ技術的難度の高い工事の施工については、共同企業体の活用や過去の同規模・同工種の発注内容などとも照らし合わせ、工事の正確な履行や競争性などの確保が図れるように努めている。

さらに、予定価格10億円を超える建設工事に関しては、入札監視員から意見を求め、その後「請負業者資格審査等委員会」で審査した上で、決裁処理し発注表の確定を行っている。

予定価格の決定は、事務決裁規程で定められた権限者が行い、設計金額を基に設定していた。

また調査基準価格は、国の基準に準じて、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で設定している。

工事検査は地方自治法により、枚方市契約規則及び請負契約書に規定されている契約上の検査であり、契約した工事（建築・土木・設備等）が、契約内容に沿って目的が達成されているかを品質・寸法・数量・仕上がり等について検査するものである。

南部市民センターの検査については既済部分検査が平成15年7月7日、完了検査が平成15年9月26日に実施しており、いずれも特に問題になるようなことはなかった。

入札当時に匿名の談合情報が寄せられたため、公正取引委員会への報告を行い、入札参加業者から事情聴取を行ったうえ入札監視員会議にも諮った。

本件工事については司法の捜査を受けておらず、また市としても談合の事実があったという認識はしていない。

今後、「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会」からの意見や提言を踏まえて、現在の入札契約制度について再度、検証をし、他市の事例も参考にするなど、さらに不正行為の排除に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

#### （建築課関係）

設計価格については、国や府の積算基準を基本に積算している。また、設計価格の決定関与者は、建築・土木・電気設備・機械設備の各担当者が積算を行い部長専決により決裁を得ている。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係

#### (1)本件工事の概要

・建設場所	枚方市香里ヶ丘1丁目1-2
・構造	鉄筋コンクリート（1部鉄骨）地上3階建
・規模	敷地面積 4,200.00 m <sup>2</sup> 延床面積 2,535.51 m <sup>2</sup> 1階 1,198.39 m <sup>2</sup> 作陶室・窯室・施釉コーナー・講義室・リサイクル室 録音室・印刷室・団体ロッカー室・展示コーナー 児童コーナー・湯沸室・事務室・ロビー・喫茶室 2階 876.67 m <sup>2</sup> イベントホール・音楽室・スタジオ・料理室 保育室・フリールーム2 3階 460.45 m <sup>2</sup>

フリールーム1・美術室・集会室1・集会室2  
 自転車置場 150台  
 駐車場 41台（内車椅子対応3台）

・工期 平成14年9月27日～平成15年9月30日

(2)契約までの主な経過

- ・平成14年 8月 8日：公告
- ・平成14年 8月29日：入札参加申請郵送締切日
- ・平成14年 9月 3日：資格審査の結果を公表
- ・平成14年 9月 4日：匿名で談合情報が寄せられる
- ・平成14年 9月 5日：開札 落札者の決定については保留  
 入札に来庁している担当者に対し事情聴取  
 公正取引委員会に談合情報について報告
- ・平成14年 9月 6日：8社責任者に対し事情聴取を行い、誓約書の提出  
 を受ける
- ・平成14年 9月 9日：南部市民センター実施設計業務委託請負業者に対  
 し事情聴取  
 入札監視員会議（談合情報への対応）
- ・平成14年 9月10日：各社から内訳明細書の提出
- ・平成14年 9月12日：入札監視員の長に資料送付
- ・平成14年 9月13日：入札監視員に資料送付
- ・平成14年 9月17日：入札監視員会議として「談合の事実は認めがたい」  
 と結論
- ・平成14年 9月20日：仮契約・結果公表
- ・平成14年 9月27日：9月定例会市議会において契約締結議案を議決

(3)発注内容の概要

入札方式	制限付一般競争入札
工事名	(仮称)南部市民センター新築工事
工事の概要	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 建築面積 1,240.57 m <sup>2</sup> 延床面積 2,535.51 m <sup>2</sup> 電気設備工事、機械器具工事、 その他工事（自転車置場、駐車場、ユーカリ広場）
工期	本契約締結日より平成15年9月30日
入札方法	郵便入札
入札執行日	平成14年9月5日

予定価格 (税抜き金額)	1,013,360,000円
調査基準価格 (税抜き金額)	807,521,000円

(4)入札執行状況(平成14年9月5日入札)

参加業者名	入札金額(税抜き金額)	
(株)浅沼組 大阪本店	975,500千円	落札者
(株)奥村組 関西支社	979,000千円	
(株)銭高組 大阪支社	982,000千円	
日本国土開発(株) 大阪支店	985,000千円	
三井建設(株) 大阪支店	985,000千円	
戸田建設(株) 大阪支店	989,700千円	
村本建設(株) 大阪支店	993,000千円	
東亜建設工業(株) 大阪支店	1,005,000千円	

2 監査委員の判断

(1)本件工事において談合がなされたかについて

枚方市仮称第2清掃工場建設工事に関して競売入札妨害罪等で逮捕起訴された元大阪府警警部補平原幸史郎の初公判における検察官の冒頭陳述において、本件工事契約が官製談合のもとに締結されたことが発覚したと請求人は主張している。確かに、本件工事における入札参加資格を制限するなどして対立市議の関係する業者の排除があったとの陳述がなされている。

また、請求人から証拠として提出された平成19年6月1日の産経新聞夕刊では『大阪府枚方市発注の清掃工場建設をめぐる官製談合事件で、競売入札妨害(談合)容疑で大阪地検特捜部に逮捕された府警捜査2課警部補、平原幸史郎容疑者が、平成14年に入札が実施された同市のコミュニティー施設建設工事でも、業者の「受注工作」に関与した疑いがあることが1日、分かった。平原容疑者は知人の元市議に「この工事は大阪のゼネコンに取らせる」と話し、中司宏市長にも「了承」を求める考えをほのめかしていたという。』と記載されている。

しかしながら、枚方市仮称第2清掃工場建設工事に関する裁判は現在継続中であり、上記2点に関する疑惑についての真偽は不明である。

さらに、請求人の陳述会において、「落札率が95%を超えれば談合というのは常識であり、市における今年4月から9月の1億円以上の入札実績も約85~57%で、それらに比べ本件工事の落札率は96.2%と高いことから談合があると認められる」との陳述がなされた。

確かに、一般的には談合がなされた場合、落札者は他の入札参加業者との

競争関係を何ら考慮することなく、専らその利益を最大にするため、予定価格に極めて近接する金額で入札することが可能になるものと推測できる。一方、落札率が高いということから直ちに談合があったとはいえ、談合もなく、公正、公平な一般競争入札が実施されても、入札参加各社が予定価格に近接した価格でなくては求める利潤が得られないと判断した場合などには、結果的に落札率が高くなることも考えられる。よって、落札率が高いことのみをもって談合がなされたと断定することは出来ない。

入札参加 8 社の入札額の差が、3,000万円の範囲内に入っていることも談合を裏付けるものであるとの主張もあったが、本件工事においては、予定価格や調査基準価格に関しても公開されているので、結果として各社の入札額が予定価格に近づくこともあり得るため、それをもって談合の証拠ということとは出来ない。

次に、入札監視員のチェックが不十分であるとの指摘もなされていたため、以下その件についても検討する。

本件工事の入札では、平成14年9月4日に匿名で談合情報が寄せられ、情報通りの業者が最低価格を提示したため、市は契約を保留し入札参加業者及び実施設計委託業者から事情聴取を行い、入札参加業者には誓約書の提出も行わせたが、談合の事実は認められなかった。請求人の言うように入札参加業者から事情聴取を行っても談合を認める可能性は低い、それでも事情聴取は省くことの出来ないものであると考える。

市は談合情報について公正取引委員会に報告を行うとともに、事情聴取等の経過を入札監視員会議にも諮った。同会議では「経過説明を聞く限り、入札書郵送締切後の談合情報であり、又落札率が96.26%ぐらいであれば、談合の事実として認めがたいし、談合情報として信憑性は極めて低い。入札8業者から事情聴取して談合の事実は確認できないとしても、詳細な設計積算の内訳明細書を提出させて、適正に積算しているかを確認し、入札執行の可否を決定する必要がある。」との判断をまずおこなった。それを受け、市においては各社に設計積算の内訳明細書の提出を求め、建築課において各社の内訳明細書の検証をおこなっている。その結果について各委員に持ち回りで報告が行われ、入札監視員会議として談合の事実は認めがたいとされた。

市はこれらのことを総合的に判断し、談合の事実は無いと認め、入札を有効としており、手続き的には特に瑕疵は見られない。

以上のことから判断すると、本件工事において談合が行われていたことを直接的に認める証拠は見当たらず、それでもなお談合が存在したと心得るだけの各種の間接的な事実が充実にしているわけでもない。よって談合の存在を確認することは出来ない。

(2)市は損害を被ったかについて

談合の存在を確認することが出来ない以上それによる損害を市が被ったとはいえない。

(3)市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているかについて

以上のことからすると、現時点において市が行使すべき損害賠償請求権の存在は認められず、市は違法若しくは不当に財産の管理を怠っているとはいえない。

よって本件請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。